

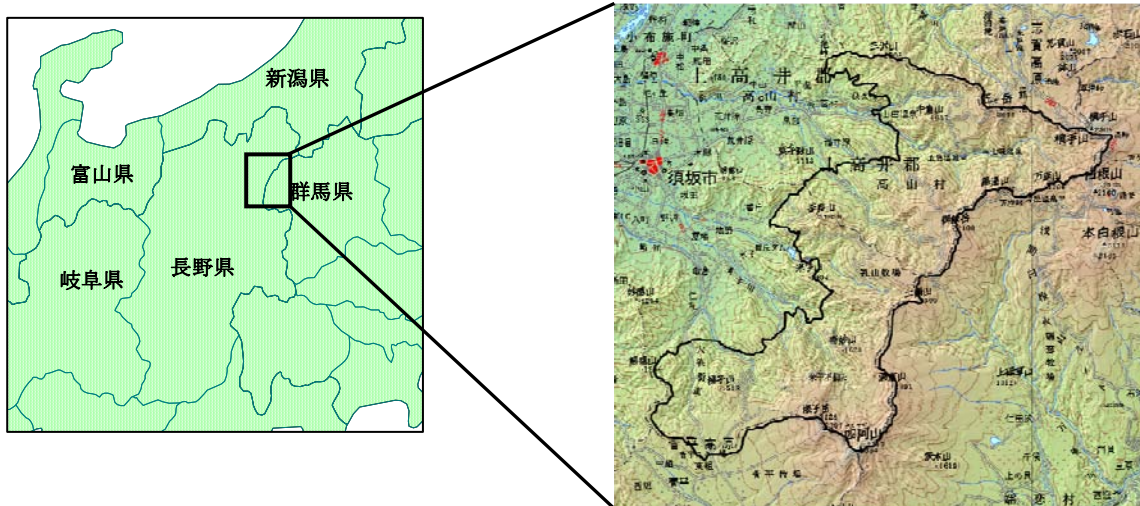
上信越高原国立公園（須坂・高山地域）の公園区域及び公園計画の変更案の概要

1 変更理由

上信越高原国立公園は、昭和 24 年 9 月 7 日に、志賀高原地域、谷川・苗場地域、草津・万座・浅間地域が国立公園に指定され、その後、昭和 31 年 7 月 10 日に妙高・戸隠地域が区域に編入されている。

須坂・高山地域は志賀高原地域のうち、長野県の須坂市及び上高井郡高山村にかかる地域であり、昭和 27 年 10 月 9 日に施設計画が決定され、同年 10 月 28 日に特別地域が指定された。その後、利用施設の追加・変更が行われているものの、公園計画の全般的な見直しは行われずに現在に至っている。

今回は、社会情勢や公園利用状況に変化が生じてきたことを踏まえて、本地域の風致景観を適切に保護し、それらを基礎とした公園利用を推進していくために、公園計画の全般的な見直し（再検討）を行うものである。



2 変更案の概要

(1) 公園区域の変更

○公園区域の拡張

- ・公園区域の明確化に伴い、公園区域に編入する。

長野県須坂市	37ha	長野県上高井郡高山村	242ha
--------	------	------------	-------

○公園区域の削除

- ・区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。

長野県須坂市	219ha	長野県上高井郡高山村	34ha
--------	-------	------------	------

(2) 保護規制計画の変更

ア 特別地域

(ア) 第1種特別地域

特別地域 → 第1種特別地域 11ha
普通地域 → 第1種特別地域 213ha



破風岳・毛無山
(普通地域→第1種特別地域)

(イ) 第2種特別地域

特別地域 → 第2種特別地域 1,123ha
普通地域 → 第2種特別地域 452ha



米子大瀑布
(普通地域→第2種特別地域)



五味池
(普通地域→第2種特別地域)



五味池破風高原
(普通地域→第2種特別地域)

(ウ) 第3種特別地域

特別地域 → 第3種特別地域 565ha
区域外 → 第3種特別地域 2ha
普通地域 → 第3種特別地域 1,100ha

イ 地種区分別面積

	特別地域					普通 (陸域)	合計 (陸域)
	特別保護 地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	小計		
変更前	0	0	1,699	0	1,699	11,417	13,116
変更後面積	0	224	1,575	1,667	3,466	9,676	13,142
変更後の合計 面積に対する 割合(%)	0	1.7	12.0	12.7	26.4	73.6	100.0

(3) 利用施設計画の変更

ア 単独施設

○単独施設の追加

- 1 園地 長野県須坂市（五味池破風高原）



- 2 園地 長野県須坂市（米子大瀑布）



- 3 宿舎 長野県須坂市（米子大瀑布）



- 4 宿舎 長野県須坂市（峰の原）

- 5 スキー場 長野県須坂市（峰の原）

- 9 案内所 長野県上高井郡高山村（山田温泉）



- 13 園地 長野県上高井郡高山村（八滝）

